

ありえるらくかき帳

2021年11月号 No.216



今回はグループホーム・あいえるで「手打ちうどん」を作った時の様子を紹介 します♪ うどん作りの材料は①中力粉②塩③水だけ!後はしっかりこねて、 コシのあるうどんを目指します!!

出来たうどんは『カレーうどん』にして頂きました♪みんながうどんをこねて いる様子や、午後からやったゲームの様子をブログに上げていますので、是非 ご覧くださいね♪







- 〇コラム『わたしの変 あなたの変 まちの変』(障害者のついーと)
 - ――当事者スタッフのコラムです
- ○わたしたちが変わること②(支援?介助?)
 - 一自閉症の方の支援について解説します
- ○養護者虐待の落とし穴!?(制度のア・レ・コ・レ)
 - -障害者虐待防止法の「養護者からの虐待」について 解説 します



あいえる協会 公式サイトはこちら

コラム りわたしの変 あなたの変 まちの変点

~少し覚悟 でも慣れると笑えるかも~

最近、吉本新喜劇を見ていると、滑舌の悪さをネタしている役者 が出ている。特に『サ行』の発音が出来ない。まるで言語障害である。よく特色を捉えている。際どい表現で批判の対象になるかもしれない。が、私が注目したのは、芝居を展開する中で『だんだんと解ってきた!!』と笑いを取るパターンである。その通りだと、いるも一人で突っ込んでいる。

私は、脳性麻痺で言語障害がある。慣れた職員でも聞き取りにくいし言われるときもある。そんな私が新人職員に対して研修をする
と『上手く聞き取れなくて、ごめんなさい』と言ってくれる時がある。『いいよ。僕と2.3日付き合ってくれたら、解るから・・・』
と笑って答えている。

そして別の話になるが、知り合いの視覚障害者からの話・・・ 「私、コンビニで支払いの時、介助者に後ろを向いてもらうの!」 ――どうして?

「店員と私の間に介助者が立つと絶対に介助者へ話しかけるから」 ――あるある話だね

「だから、介助者がいない空間を創ると、店員は私に向き合う覚悟」 が出来るから」

――なるほど! でもそれって店員に対するいじめにならない? 『良いのよ、気が付く人は気が付くし。こうやって教えているの』

――なるほど!!!



確かに、昔と比べると、街で障害者を見かける事が多くなってきた。単独で移動する障害者が居れば、介助者と移動する障害者も居る。障害者と向き合う機会がないと、どうしても介助者に話しかける。介助者である健常者に頼ってしまうのが常である。

そういう構図を変えていくためには、『あの手この手』を施す事が 必要なのが現状である。そこに笑いを入れて・・・

(文責:まあぼう)

わたしたちが変わること② ~自閉症の人たちのくらしを支える~



前回に引き続き、自閉症の方の支援について、日々各部署のスタッフが連携して試行錯誤していることや気づけたことを綴っていきます!

前回は、本人を変えようとするんじゃない、 私たちの考え方を変えないといけない!!

というお話でした。今回は、具体的にどのように変えたかの話をしたいと思います。

今までは、何か課題となる行動が起こると、現象面だけを見て、 その起こったことにどう対処すればいいのか、その行動を起こさな い為にはどうしたらいいのか、ということを中心に考えていまし た。そのためには本人になにかを強いたり、これはダメという話を しなければならない環境にしてしまい、なかなかうまく対応ができ ない現状がありました。

そんな中、専門家の方に相談したり研修を受けたりする中で氷山 モデルという考え方を知り、行動には何かしらの背景、原因がある ことを知りました。何故そのような行動に至ったか、どういう想い でそうしたのかという事を深く推察するようになり、その根本に対 してアプローチしていこうと思うように変わりました。

今でもすべてを理解しているとは言えませんが、本人のちょっと した訴え、伝えたいという部分をキャッチし、その人と向き合うこ とで少しずつ関係を築いてきています。そうする中で、 新たな一面を発見するのが楽しみな日々です。

自閉症の障害特性を知ることはとても大切ですが、それに全てをあてはめるのではなく、関わりの中で『その人を知る!』 ということが本当に大切だと痛感しています。

現在、本当の意味でその人を知っていく上で、言葉だけではない「意思疎通」というところをどうキャッチボールしていくか、試行錯誤しているところです。

つづく…

(文責:上田)

養護

養護者虐待の落とし穴!?



今回は、障害者虐待防止法の「養護者からの虐待」の曖昧な点について少しお話します。

まず「養護者からの虐待」の「養護者」って誰のことでしょうか? 「同居している家族や親族」と考えがちですが、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身の周りの世話や介助、金銭管理等を行っている家族、親族、同居人等、同居していなくても身辺の世話をしていれば知人等でも該当する場合があるとされています。だから家族や親族に限るということではなく、幅広く考えることができるわけです。ただ、ここは実はとても曖昧で、よく言えば柔軟に解釈して虐待を防げますが、悪く言えば曖昧過ぎて判断が難しいということにもなります。

また、虐待の内容でも金銭虐待や心理的虐待は難しいところがあ ります。

金銭が盗られていれば、当然金銭虐待になります。ただし、同居 して生計を一緒にしていたらどうでしょう…どこまでが本人のお金 でどこまで使われているか、表面上は見えづらいわけです。さら に、生活保護を受けていれば世帯への扶助なので、例えば障害者本 人が年金を受給していると、そのお金も世帯の生活費として認定され、わかりづらくなります。

世帯が同じでも、本当に本人のためにしっかりお金が使われているか、また直接訴えることが難しい障害者であれば余計にわかりづらくなります。

次に心理的虐待。例えば日常的に暴言を受けている当事者の場合、虐待を受けている障害者本人が養護者を庇うことも。これは本人が「愛されたい」「嫌われたくない」「離れたくない」等の根底にある想いからが多くある事例です。また養護者自身も日常的に追い込まれていることもあり、どこが歪みになっているかをしっかり捉えないといけません。

障害者虐待は最初に「虐待じゃないか?」「これってもしかして…?」から始まることが多いです。ただ、虐待かどうかは実際に確認してからの判断であり、虐待の可能性があるかないかではなく、重要なのは、その芽を早く見つけて摘むことだと考えています。「養護者虐待かな」と思うことがあれば、各区役所及び障がい者基幹相談支援センターへご相談ください。

(文責:吉田)

お知らせコーナー

みんなのぬくぬく ~交流スペース~

■次回ぬくぬくスケジュール■

新型コロナウィルス感染拡大防止のため休止中です。現在、法人内で訪問販売のみ実施中です。





★ヘルパーさん大募集★

時給:1280円~

勤務地:住吉区・西成区の一部

勤務日:週1日~OK!※応相談!

連絡先: ヘルプセンター・ホップ 住吉区長居1-3-19和光第3ビル3F

TEL: 06-6694-5146





『藤本さんの好きに 迫ってみた』連載中!

男性・女性・学生の方・主婦(夫)の方・未経験者大歓迎です! お気軽にお問い合わせください!

住吉区地域自立支援協議会

■障がい者の暮らし何でも相談■

日程:11月24日(水) 11時~14時

場所: 住吉区役所

*コロナ流行のため、実施に関しては HP からご確認ください

編集人

社会福祉法人あいえる協会ライフ・ネットワーク(生活介護事業所) 〒558-0004 大阪市住吉区長居東 3-8-25 ふぁみーゆ長居 II 1 F

TEL: 06-6607-8260 FAX: 06-6607-5503

郵便振替口座 00960-5-137458 年間購読料 600 円 (定価 100 円)



住吉区地域自立支援協議会 HP

社会福祉法人あいえる協会

法人本部

ヘルプセンター・ホップ

自立生活センター・まいど

グループホーム・あいえる

グループホームほんわか

ウィル

ライフ・ネットワーク

ピア・エンジン (分所)